

「介護予防支援」の指定について

制度改正について（令和6年4月1日施行）

地域包括支援センターが郡山市より指定を受けて実施をしている介護保険サービス「介護予防支援」が令和6年4月より、指定居宅介護支援事業者も指定を受けることができます。※制度改正の内容は別添「地域包括支援センターの体制整備等」、「介護予防支援の指定対象の拡大」、「居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い」を参照願います。

「介護予防支援」について

- ・予防給付を受ける要支援者について、介護予防支援事業者が介護予防マネジメントを行うサービスです。
- ・指定居宅介護支援事業者が指定を受けた場合、ケアマネージャー（介護支援専門員）が介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行います。

指定について

指定をするにあたり、郡山市は指定基準に適合しているかを確認するとともに、介護保険の被保険者等の意見を反映させる必要があることから、本市では、「地域密着型サービス等運営委員会」において意見をお伺いします。

※介護保険法（抜粋）

第百十五条の二十二（指定介護予防支援事業者の指定）

4 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

※郡山市地域密着型サービス等運営委員会の設置等に関する要綱（抜粋）

第3条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス拠点の配置に関する事
- (2) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス拠点整備事業者に関する事
- (3) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービス費に関する事
- (4) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービスに従事する人員配置基準に関する事
- (5) 地域密着型（地域密着型介護予防）サービスの設備及び運営に関する基準に関する事
- (6) 介護予防支援事業者に関する事
- (7) その他必要と認める事項

【指定申請スケジュール】

「地域密着型サービス等運営委員会」は、「郡山市介護保険運営協議会」に合わせて開催し、年間で全4回の申請スケジュールとします。（初回（今回）のみ書面開催）

指定	指定日 (毎月1日付)	申請書類受付期限	委員会 開催予定月
第1回	令和6年6月1日	令和6年4月30日	(書面開催)
第2回	令和6年9月1日	令和6年6月15日	7月～8月
第3回	令和6年12月1日	令和6年10月15日	11月
第4回	令和7年4月1日	令和7年1月15日	2月～3月